

### 第3章 障がい者（児）福祉



# 1. 障がい者の状況

## (1) 身体障害者手帳の交付 (身体障害者福祉法第15条)

身体障害者福祉法では、身体障害者手帳の交付を受けた者を身体障がい者として定義しており、法に基づく各種福祉施策を利用するには身体障害者手帳の交付を受けることが前提となります。

## (2) 療育手帳の交付 (昭和48年9月27日、厚生省発児第156号「療育手帳制度について」)

知的障がい者(児)に対して一貫した指導、相談を行うとともに、これらの者に対する各種支援サービスを受けやすくするため、本人又は保護者の申請により、知的障がい者(児)に対し療育手帳を交付します。手帳は知的障がい者(児)の程度に応じて4つに区分されています。

## (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条)

知的障がいを除く精神障がい者は、政令に定める症状にあると認められた場合、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けることができます。

精神障害者保健福祉手帳の等級には1～3級の3段階がありますが、国民年金法による障がい者の等級とは異なっているため、精神障害者保健福祉手帳の所持が必ずしも障害年金の受給に繋がるものではありません。

\* 上記障害者手帳に基づき受けられる福祉サービスや利用できる制度は、障がいの種類や等級等によって異なります。

### ① 障害者手帳交付状況 (障がい別)

(各年度末 単位：人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備 考
1	身体障がい者	3,464	3,481	3,454	3,481	3,438	身体障害者手帳交付者
2	知的障がい者	875	911	860	918	966	療育手帳交付者
3	精神障がい者	1,463	1,556	1,571	1,722	1,804	精神障害者保健福祉手帳交付者
合計		5,802	5,948	5,885	6,121	6,208	

### ② 障害者手帳交付状況 (年齢別)

(各年度末 単位：人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備 考
身 体	18歳未満	105	90	93	85	81	身体障害者手帳交付者
	18歳以上	3,359	3,391	3,361	3,396	3,357	
	合 計	3,464	3,481	3,454	3,481	3,438	
知 的	18歳未満	284	325	255	281	290	療育手帳交付者
	18歳以上	591	586	605	637	676	
	合 計	875	911	860	918	966	
精 神	18歳未満	41	43	51	63	69	精神障害者保健福祉手帳交付者
	18歳以上	1,422	1,513	1,520	1,659	1,735	
	合 計	1,463	1,556	1,571	1,722	1,804	

③障害者手帳交付状況（障がい程度別）

（各年度末 単位：人）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備 考
身体障がい者	1級	1,160	1,166	1,195	1,224	1,214	身体障害者手帳 交付者
	2級	541	525	528	528	517	
	3級	686	702	671	656	642	
	4級	782	782	750	761	746	
	5・6級	295	306	310	312	319	
	合計	3,464	3,481	3,454	3,481	3,438	
知的障がい者	A1（最重度）	79	79	70	80	85	療育手帳 交付者
	A2（重度）	192	196	199	213	228	
	B1（中度）	236	241	245	243	254	
	B2（軽度）	368	395	346	382	399	
	合計	875	911	860	918	966	
精神障がい者	1級	365	405	402	439	471	精神障害者 保健福祉手帳 交付者
	2級	843	899	887	965	983	
	3級	255	252	282	318	350	
	合計	1,463	1,556	1,571	1,722	1,804	

④障害者手帳交付状況（障がい種別）

（各年度末 単位：人）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備 考
身体障がい者	視覚障がい	152	152	146	145	145	身体障害者手帳 交付者
	聴覚障がい	324	339	356	363	362	
	音声・言語	34	38	36	35	34	
	内部疾患	1,644	1,655	1,589	1,619	1,604	
	肢体障がい	1,310	1,297	1,327	1,319	1,293	
	合計	3,464	3,481	3,454	3,481	3,438	

## 2. 自立支援給付

(1) 介護給付 障害者総合支援法第6条 財源（国負担：1/2、県負担：1/4、市負担：1/4）

- ① 居宅介護（ホームヘルプ）  
自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、通院時の介護等を行います。
- ② 重度訪問介護  
重度の肢体不自由者又は、重度の知的障がい者もしくは精神障がい者であって常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的に行います。
- ③ 行動援護  
知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、外出時における移動中の介護等を行います。
- ④ 同行援護 \*平成23年10月より制度開始  
視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆、代読を含む）、移動の支援等の外出支援を行います。
- ⑤ 短期入所（ショートステイ）  
自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
- ⑥ 生活介護  
常に介護を必要とする方に、昼間施設において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
- ⑦ 施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）  
施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
- ⑧ 療養介護  
医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
- ⑨ 療養介護医療  
療養介護のうち、医療に係る部分が療養介護医療として提供されます。
- ⑩ 特定障害者特別給付費（補足給付）  
入所施設等における食事の提供や居住に要した費用にかかる低所得者に対する給付。
- ⑪ 特例特定障害者特別給付費  
低所得者に対するサービスで、申請をした日から支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により施設入所支援等特定の障害福祉サービスを受けたときに支給されます。
- ⑫ 高額障害福祉サービス費  
障害福祉サービスを利用して自己負担額が著しく高額である場合給付されます。平成24年度より補装具費についても対象となりました。

介護給付費の状況

- ・訪問系サービス（①～④）＝国庫負担基準額を上限として国庫負担金・県負担金が算出される。
- ・その他（⑤～⑬）＝給付額に国・県・市それぞれの負担割合を乗じた額が各負担金額となる。

（単位：円・人）

サービス種別	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数
①居宅介護	171,844,896	2,214	186,160,326	2,227	204,192,180	2,492	210,622,253	2,684	222,234,342	2,881
②重度訪問介護	300,199,815	376	333,540,217	454	360,350,462	459	356,602,568	507	357,806,134	499
③行動援護	0	0	61,690	3	0	0	353,260	12	518,816	19
④同行援護	17,012,699	318	17,505,255	323	18,521,264	340	20,391,753	359	28,023,087	379
訪問系サービス小計	489,057,410	2,908	537,267,488	3,007	583,063,906	3,291	587,969,834	3,562	608,582,379	3,778
⑤短期入所	21,671,543	461	25,066,864	508	19,053,533	315	25,524,132	493	41,079,221	764
⑥生活介護	465,413,965	2,515	496,820,193	2,653	511,752,694	2,771	513,723,490	2,718	550,600,909	2,967
⑦施設入所支援	128,116,843	1,034	133,524,360	1,058	137,490,139	1,055	138,105,784	1,025	133,410,456	978
旧法施設入所支援	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
⑧療養介護	70,458,340	268	69,121,910	263	76,896,600	284	74,318,500	266	67,696,440	240
⑨療養介護医療	21,596,683	285	20,822,252	277	22,833,737	307	20,890,428	287	19,714,331	268
⑩特定障害者特別給付費	19,640,891	1,728	20,262,395	1,857	24,145,174	2,217	26,240,155	2,588	26,815,564	2,731
⑪特例特定障害者特別給付費	225,420	1	0	0	0	0	0	0	0	0
⑫高額障害福祉サービス費	170,150	8	0	0	0	0	0	0	567,963	3
⑬やむを得ない措置	3,535,940	24	3,591,180	24	3,446,540	24	6,508,990	36	6,301,320	36
*特別対策費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他サービス小計	730,829,775	6,324	769,209,154	6,640	795,618,417	6,973	805,311,479	7,413	846,186,204	7,987
合計	1,219,887,185	9,232	1,306,476,642	9,647	1,378,682,323	10,264	1,393,281,313	10,975	1,454,768,583	11,765

\*特別対策費

旧体系施設及び新体系事業における事業運営の安定化のために、従前の報酬額の90%を補償するもの。

(2) 訓練等給付 障害者総合支援法第6条 財源（国負担：1/2、県負担：1/4、市負担：1/4）

① 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

② 宿泊型自立訓練

知的障がいや精神障がいの方に、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援や、生活等に関する相談及び助言を行います。

③ 自立生活援助（平成30年度新設）

施設入所支援や共同生活援助を利用していた方を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスです。

④ 就労移行支援

一般企業への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑤ 就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑥ 就労定着支援（平成30年度新設）

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

⑦ 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

（各年度末 単位：円・人）

サービス種別	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数
①自立訓練	53,204,965	477	63,613,098	481	93,449,719	575	73,862,280	442	58,205,226	329
②宿泊型自立訓練	6,329,380	61	15,107,700	90	11,274,630	71	5,045,982	36	6,749,690	48
③自立生活援助	0	0	0	0	0	0	0	0	65,240	3
④就労移行支援	84,219,892	604	80,464,809	563	66,228,979	441	73,792,208	465	72,039,242	435
⑤就労継続支援	566,317,628	4,735	629,993,515	5,162	671,868,704	5,444	729,755,501	5,740	786,407,649	6,061
（うち継続支援A型）	214,144,305	1,662	239,465,814	1,744	235,762,581	1,661	236,723,480	1,596	252,513,350	1,679
（うち継続支援B型）	352,173,323	3,073	390,527,701	3,418	436,106,123	3,783	493,032,021	4,144	533,894,299	4,382
⑥就労定着支援	998,480	9	3,472,180	136	4,210,706	137	4,570,658	148	5,886,077	181
⑦共同生活援助	79,575,252	694	108,102,878	806	177,691,300	1,162	243,604,462	1,563	294,495,673	1,753
合計	790,645,597	6,580	900,754,180	7,238	1,024,724,038	7,830	1,130,631,091	8,394	1,223,848,797	8,810

\* 市内・市外を含めた負担額と延べ利用者数を計上

訓練等給付事業所利用状況

(各年度末 単位：箇所・人)

サービス種別	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	施設数	人								
①自立訓練	11 (1)	33 (7)	13 (1)	45 (15)	6 (1)	26 (15)	12 (1)	33 (16)	12 (1)	26 (17)
②宿泊型自立訓練	3 (0)	8 (0)	3 (0)	7 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)	13 (0)	5 (3)
③就労移行支援	19 (6)	8 (24)	14 (3)	41 (13)	5 (4)	20 (13)	11 (3)	37 (9)	12 (4)	39 (34)
④就労継続支援	110 (30)	403 (241)	106 (27)	444 (238)	114 (26)	452 (245)	115 (30)	478 (234)	127 (29)	615 (557)
(うち継続支援A型)	37 (8)	139 (77)	33 (9)	137 (85)	34 (8)	135 (79)	38 (8)	129 (70)	42 (8)	171 (167)
(うち継続支援B型)	73 (22)	264 (164)	73 (18)	307 (153)	80 (18)	317 (166)	77 (22)	349 (164)	85 (21)	444 (390)
⑤共同生活援助	35 (4)	54 (10)	41 (6)	82 (31)	57 (8)	113 (25)	64 (11)	144 (32)	71 (12)	167 (83)
合計	178 (41)	506 (282)	177 (37)	619 (297)	185 (39)	614 (298)	205 (45)	695 (291)	235 (46)	852 (694)

\*平成26年度より市内・市外の利用者内訳を表示  
( )内は市内施設および市内人数

(3) 計画相談支援

障害福祉サービスを利用する際には「サービス等利用計画」と呼ばれる本人の障害の状況や周囲の環境等を勘案したプランを作成します。(平成24年度より全ての利用者にこのサービス等利用計画を導入することが定められました。)

サービス種別	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	公費負担額	延利用者数								
計画相談支援給付費	39,678,021	2,595	45,796,737	3,107	53,858,327	3,587	56,196,307	3,609	55,539,470	3,531

(4) 地域相談支援給付

① 地域移行支援

障害者支援施設に入所している障がい者、又は精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を行います。

② 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

サービス種別	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	公費負担額	延利用者数								
地域移行支援給付費	478,040	12	577,960	11	675,620	18	532,750	19	738,990	22
地域定着支援給付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## (5) 障がい児に対するサービス

障害児施設・事業体系においてこれまで障害種別で分かれていた障害児施設が、通所支援は「障害児通所支援」へ、入所支援は「障害児入所支援」へとそれぞれが一元化されています。また、「障害児通所支援」の実施主体は市町村へ移行し、障害者総合支援法の居宅サービスと一体的に通所支援を受けられるようになっていきます（「障害児入所支援」については、都道府県が実施主体。）

◇障害児通所支援 児童福祉法第21条の5の2 財源（国負担：1/2 県負担：1/4 市負担：1/4）

### ① 児童発達支援

未就学の障がい児を児童発達支援センター等に通わせて、「療育」と呼ばれる日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を提供するサービス（一時的な預かりのサービスとは異なる）。

### ② 放課後等デイサービス

学校教育法第1条（幼稚園・大学を除く）に就学している障がい児に対して、授業の終了後および休業日に療育を提供するサービス。

### ③ 医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対して、特定の医療機関等において児童発達支援および治療を行います。

### ④ 肢体不自由児通所医療費

医療型児童発達支援において提供される医療部分のサービス。

### ◇障害児通所支援以外のサービス

### ⑤ 高額障害児通所給付費

障害児通所支援を利用して自己負担額が著しく高額である場合給付されます。

### ⑥ 障害児相談支援給付費 \*平成24年度より全ての利用者へ導入

障害児通所支援を利用する際に障がい児の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、連携調整等を行い、障がいの状況や環境等を勘案した「障害児支援利用計画」を作成します。

### ⑦ 保育所等訪問支援費

療育の専門職が保育所や幼稚園等に訪問し個々の発達特性に配慮し必要な助言を行うとともに、個別の支援計画を作成し集団生活への適応を促します。

### ⑧ 居宅訪問型児童発達支援（平成30年度新設）

重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービス。

(単位：円・人)

サービス種別	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数	公費負担額	延利用者数
①児童発達支援	141,147,096	1,849	160,268,415	1,929	203,313,348	2,119	257,106,444	2,365	307,986,554	2,555
②放課後等デイサービス	541,239,931	5,697	678,785,212	7,089	816,085,846	7,837	936,884,361	8,848	1,066,220,173	9,327
③医療型児童発達支援	5,985,424	70	4,680,642	60	5,362,100	59	4,642,513	54	4,240,224	72
④肢体不自由児通所医療費	907,569	69	717,890	59	777,542	59	929,570	55	863,591	72
⑤高額障害児通所給付費	170,150	8	338,400	15	391,222	14	387,338	19	169,800	16
⑥障害児相談支援給付費	23,886,980	1,437	29,792,150	1,816	31,115,560	2,056	32,189,240	2,162	40,968,480	2,436
⑦保育所等訪問支援費	5,864,159	158	8,838,068	253	8,971,295	279	3,508,799	134	7,527,771	237
⑧居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	719,201,309	9,288	883,420,777	11,221	1,066,016,913	12,423	1,235,648,265	13,637	1,427,976,593	14,715

(6) 自立支援医療（障害者総合支援法第58条） 財源（国負担：1/2、県負担：1/4、市負担：1/4）

① 更生医療給付事業

更生医療は、身体障がいをもたらしている一定の症状（放置すればその身体障がいの状態が永続する場合）に対し、医学的処置を行うことによって日常生活活動を回復又は向上する可能性の認められる場合に適用される特別の医療で、県医療指定機関のみで受けられます。

なお、これに要する費用は障がい者世帯の所得に応じて、月当たりの自己負担額に上限が設定されています。

満18歳以上が対象で具体的には次のような医療に適用されます。（18歳未満は育成医療）

- (ア) 視覚障害・・・網膜剥離手術、角膜移植術、水晶体摘出術等
- (イ) 聴覚障害・・・外耳道形成術、鼓膜穿孔閉鎖術、人工内耳埋込術等
- (ウ) 言語障害・・・歯科矯正治療、口唇形成術、人口喉頭等
- (エ) 肢体不自由・・・関節形成術、人工関節置換術等
- (オ) 内部障害・・・ペースメーカー埋込み術、人工透析療法、中心静脈栄養法、免疫調整療法等

更生医療の状況 (単位：件・円)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
	給付件数	レセプト件数	給付件数	レセプト件数	給付件数	レセプト件数	給付件数	レセプト件数	給付件数	レセプト件数	
件数	心臓機能障害	78	290	64	73	69	80	64	58	76	81
	じん臓機能障害	425	5,228	445	5,313	423	5,129	443	5,179	473	5,455
	一般分	77	374	90	365	85	353	87	386	83	383
	合計	580	5,892	599	5,751	577	5,562	594	5,623	632	5,919
公費負担額合計		227,603,139		218,061,541		243,774,987		222,794,170		244,312,710	

② 育成医療給付事業

平成25年4月より育成医療の支給認定業務は、都道府県から市町村へ権限移譲されました。

育成医療は、児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児（障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む）で、その身体障がい除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

育成医療の状況 (単位：件・円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
給付決定件数	130	84	85	92	51
公費負担額合計	5,045,040	3,950,537	3,552,894	3,697,472	2,481,788

③ 精神通院医療

精神障がい者の経済的負担を軽減するための通院医療費公費負担（県）について、申請を受け付け、県に送付します。給付については県が取り扱います。

対象者は統合失調症、うつ病、精神作用物質による依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する人で、通院による医療を継続的に要する病状にある方がその治療を指定医療機関で受ける場合、医療保険の自己負担分の一部が給付（助成）されます。原則一割自己負担で所得に応じた月額自己負担上限額を設定しますが、沖縄県は、復帰特別措置により窓口での自己負担がありません。

精神通院医療の状況 (単位：件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
交付件数	3,022	3,272	2,871	3,585	3,642

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年3月1日から令和3年2月28日まで有効期間が満了する方について、更新申請がなくとも有効期間を1年間延長をする自動更新を一部行っています。

(7) 補装具(障害者総合支援法第76条) 財源(国負担金:1/2、県負担:1/4、市負担:1/4)

① 身体障がい者(児)の補装具の交付及び修理

補装具は、身体障がい者の失われた部位や機能の障がいを補い、日常生活や職業生活を容易にするため用いられる用具で、次のようなものがあります。

なお、これに要する費用は障がい者世帯の所得に応じて、その費用の一部又は全額を公費で負担します。

平成25年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行され、身体障害者手帳を所有していない難病患者等についても補装具の支給対象となりました。

●補装具の交付及び修理状況

(単位:件)

種 目		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		交付	修理								
義 肢	義手	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0
	義足	5	13	2	14	2	18	1	9	2	16
装 具	下肢	54	7	61	10	40	14	41	13	32	18
	靴型	11	2	4	1	7	0	6	4	10	0
	体幹	3	0	6	0	4	0	6	0	4	1
	上肢	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
座位保持装置	車いす	7	10	13	3	5	5	5	7	8	6
	電動車いす	0	0	1	1	0	0	2	0	0	1
	その他	2	4	9	0	11	3	2	2	4	3
義 鏡	特殊義眼	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	コンタクト義眼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
盲人安全つえ		8	0	4	0	5	0	6	0	1	0
歩行補助つえ		10	0	12	0	3	0	6	0	5	0
歩行器		6	0	2	0	3	0	1	0	5	0
眼 鏡	矯正眼鏡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	遮光眼鏡	3	0	6	0	5	0	1	0	1	0
	弱視眼鏡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補聴器	高度難聴用ポケット型	0	0	2	0	0	2	2	0	0	2
	高度難聴用耳掛型	28	11	29	13	33	16	34	21	26	14
	重度難聴用ポケット型	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
	重度難聴用耳掛型	15	13	28	23	13	12	20	10	17	21
	耳あな型(レディメイド)	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	耳あな型(オーダーメイド)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	その他	1	0	3	0	2	2	2	7	2	7
車いす	普通	10	21	9	25	15	21	5	18	3	23
	リクライニング普通	0	1	0	0	0	1	0	0	1	1
	手押し型	0	1	1	2	1	0	0	0	0	0
	リクライニング手押し型	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0
	リクライニングテイルト普通型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	片手駆動型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	リクライニングテイルト手押し型	2	1	1	6	2	4	2	4	0	3
	テイルト式手押し型	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
その他	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	
電動車いす	普通4.5	0	0	0	3	1	2	0	0	0	0
	普通6.0	1	1	0	0	0	2	0	2	0	1
	手動兼リフト	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0
	リクライニング普通	1	3	0	3	0	2	0	1	0	4
	電動リクライニング普通型	0	4	1	3	1	1	2	0	0	1
	電動リフト式手押し型	0	1	0	2	0	1	0	0	0	1
	電動リクライニングテイルト普通型	0	2	0	3	0	2	0	3	0	3
その他	1	1	2	6	2	16	2	10	2	12	
座位保持いす		1	0	5	1	4	0	2	0	1	0
起立保持具		0	0	0	0	1	0	2	0	2	0
頭部保持具		1	0	5	0	4	0	0	0	1	0
排便補助具		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重度障害者用意思伝達装置		0	0	1	1	1	1	1	1	0	1
合計件数		172	102	213	121	166	125	157	112	128	141
		274		334		291		269		269	
公費負担額合計(円)		27,992,798		35,970,949		32,683,175		24,998,161		27,404,613	

### 3. 地域生活支援事業

障害者総合支援法第77条 財源（国補助：1/2、県補助：1/4、市負担：1/4）

障がい者等がその有する能力及び特性に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、障がい者の福祉の増進を図ることを目的として、平成18年10月1日から市町村事業として創設されました。

#### (1) 相談支援事業

障がいのある方、障がい児の保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために援助を行います。※各委託相談事業所においては令和2年11月から令和3年3月間の実績値。

相談件数

(単位：件)

実施事業所	平成30年度				令和元年度				令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	来所	電話	訪問	その他	来所	電話	訪問	その他	来所	電話	訪問	その他	来所	電話	訪問	その他	来所	電話	訪問	その他
障がい福祉課	559	2,598	429	319	687	3,120	287	403	651	2,648	303	384	545	1,529	158	1,157	774	1,792	143	661
	3,905				4,497				3,986				3,389				3,370			
自立生活センター・イルカ	19	108	146	554	13	124	153	660	5	39	40	225	9	325	51	524	13	224	88	495
	827				950				309				909				820			
ケアステーションpont	28	634	155	465	20	349	94	312	1	19	8	108	15	154	51	865	25	231	82	769
	1,282				775				136				1,085				1,107			
相談支援事業所はびわん													207	681	104	212	123	615	149	212
													1,204				1,099			
合計	606	3,340	730	1,338	720	3,593	534	1,375	657	2,706	351	717	776	2,689	364	2,758	935	2,862	462	2,137
	6,014				6,222				4,431				6,587				6,396			

#### (2) 意思疎通支援事業

- ① 聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人との意思疎通を仲介するために、手話通訳等の派遣を行います。(単位：件・人)

派遣実施者	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	派遣延件数	派遣者数(延人数)	派遣延件数	派遣者数(延人数)	派遣延件数	派遣者数(延人数)	派遣延件数	派遣者数(延人数)	派遣延件数	派遣者数(延人数)
沖縄県聴覚障害者情報センター	35	53	34	50	13	21	28	50	27	41
市設置手話通訳者	633	651	677	695	795	796	1380	1380	1409	1410
うち庁舎外	77	95	100	118	34	35	50	51	73	74
うち庁舎内	556	556	577	577	761	761	1329	1329	1336	1336
登録手話通訳派遣	227	268	272	311	217	227	363	369	290	309
要約筆記派遣 H26より沖縄県聴覚障害者情報センターに委託	0	0	2	6	0	0	7	8	5	5
合計	895	972	985	1062	1025	1044	1778	1807	1731	1765

※市設置手話通訳者の派遣延件数の集計方法（メール依頼受付分）を令和3年度版より変更しました。

#### ② 入院時コミュニケーション支援事業（平成28年度開始）

意思の疎通が困難な障がい者が医療機関に入院したときに、本人との意思疎通を十分に行うことのできる支援員を派遣し、円滑な医療行為等を受けることができるよう支援します。

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
派遣延件数	0	0	1	0	0

#### (3) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を行います。(単位：人・円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用延人数	1,120	1,273	1,299	1,369	1,426
公費負担額	32,665,145	35,177,839	30,652,919	33,061,537	35,316,283

#### (4) 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び介護者の一時的な負担軽減を図ります。

(単位：人・円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用延人数	556	507	327	187	202
公費負担額	7,071,405	5,486,618	2,539,924	1,658,006	1,415,232

(5) 日常生活用具の給付

①日常生活用具給付状況（者・児）

重度の心身障がい者（児）に対し、日常生活を容易にするため特殊ベッド、手すり、入浴補助用具等の給付又は貸与を行う事業です。大別して6種の用具に分けられていますが、いずれの種目も障がい者等が安全かつ容易に使用できるもので実用性があり、自立を支援し、社会参加を促進すると認められるものと定義付けられています。

平成25年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行されたことにより、身体障害者手帳を所持していない難病患者等も日常生活用具の支給対象となりました。

●日常生活用具給付状況

(単位:件・円)

種 目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		件 数	件 数	件 数	件 数	件 数
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	5	5	3	5	2
	特殊マット	4	1	6	2	3
	入浴担架	0	0	0	0	0
	体位変換器	2	1	2	1	0
	訓練いす(児のみ)	0	1	0	0	1
	訓練用ベット(児のみ)	2	1	2	1	0
	移動用リフト	0	1	1	0	1
	小 計	13	10	14	9	7
自立生活 支援用具	入浴補助用具	13	8	9	7	3
	便器	0	0	0	0	0
	T字状・棒状のつえ	0	0	4	1	0
	歩行支援用具	0	0	0	0	0
	頭部保護帽	8	3	1	5	9
	特殊便器	1	1	4	2	0
	火災警報器	0	1	0	0	0
	自動消火器	0	0	0	0	0
	電磁調理器	2	1	0	1	0
	聴覚障害者用屋内信号装置	3	4	2	1	3
	移動・移乗支援用具	7	2	8	3	3
小 計	34	20	28	20	18	
在宅療養等 支援用具	ネブライザー(吸引器)	3	3	1	3	3
	電気式たん吸引器	9	11	9	5	19
	パルスオキシメーター	1	1	1	2	2
	透析液加温器	2	1	0	2	1
	盲人用体温計(音声式)	0	1	2	1	1
	盲人用体重計	0	1	1	2	2
	盲人用血圧計	4	3	1	2	0
	小 計	19	21	15	17	28
情報・意思 疎通支援用具	携帯用会話補助装置	1	1	0	0	0
	情報・通信支援用具	0	2	1	0	3
	点字器	1	1	0	1	0
	点字タイプライター	0	0	0	1	0
	点字図書	0	0	0	0	0
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	3	4	1	2	4
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	0	0	0	0	0
	視覚障害者用拡大読書器	2	1	2	2	1
	盲人用時計	2	3	3	0	3
	聴覚障害者用通信装置	3	2	2	2	1
	聴覚障害者用情報受信装置	0	0	0	0	0
人工喉頭	17	13	19	14	7	
地デジ対応ラジオ	1	0	0	0	0	
小 計	30	27	28	22	19	
排泄管理 支援用具	ストマ装具	782	915	912	889	805
	紙おむつ等	495	675	652	646	611
	収尿器	4	2	6	7	6
	洗腸用具	11	5	0	5	6
	小 計	1292	1597	1570	1547	1428
住宅改修費	居室生活動作補助用具	2	4	3	2	1
	小 計	2	4	3	2	1
合 計		1,390	1,679	1,658	1,617	1,501
公 費 負 担 合 計		18,293,902	20,813,640	21,057,161	19,302,537	18,105,453

(6) 障害者社会参加促進等事業（宜野湾市社会福祉協議会に委託して実施）

障がい者が地域社会の一員として社会に参加し安心して地域生活が送れるよう、点字・声の広報発行事業、奉仕員養成事業、重度身体障害者移動支援事業、地域生活アシスタント事業、自動車運転免許取得・改造費助成事業等を実施します。

① 点字・声の広報発行事業

(単位：人)

サービス種別	対象者（人）					事業内容
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
点訳サービス	8	9	7	6	5	市報、市議会だより、社協便り、ボランティア便り、身障協総会資料、専門書等の点訳・発送
朗読サービス	3	5	3	3	4	市報、社協便り、ボランティア便り等の音訳・発送

② 奉仕員養成事業

(単位：人)

講座名	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	受講者	修了者	受講者	修了者	受講者	修了者	受講者	修了者	受講者	修了者
手話奉仕員養成講座 (入門課程70時間)	28	12	—	—	23	※新型コロナウイルスによる休講で年度内修了できず	23	8	—	—
手話奉仕員養成講座 (基礎課程Ⅰ・Ⅱ)	—	—	14	8	—	—	—	—	10	10
手話奉仕員養成講座(スキルアップ講座)	—	—	7	6	—	—	—	—	10	10
点字講習会 (全20回)	9	8	—	—	新型コロナウイルス緊急事態宣言のため中止		9	9	—	—
音訳ボランティア養成講座	—	—	7	7	—	—	—	—	13	10

③ 重度身体障害者移動支援事業

事業内容	延べ利用件数				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
リフト付き車両貸し出し	74	66	70	99	79

⑤ 地域アシスタント事業

(単位：人)

事業内容	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	受講者	修了者	受講者	修了者	受講者	修了者	受講者	修了者	受講者	修了者
ふれあいサポーター養成講座	28	10	12	11	19	16	13	9	18	10

⑥ 自動車運転免許取得・改造費助成事業

(単位：人)

事業内容	決定者（人）				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自動車運転免許取得事業	2	3	6	4	4
自動車改造費助成事業	2	1	4	3	2

(7) 地域活動支援センター

障がい者等が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流促進等の提供を行う場として、平成27年8月3日に「宜野湾市障害者地域活動支援センター I 型 はびわん」が開所。令和4年度末までその役割を担いました。

(各年度末)

事業内容	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数(延べ人数)	3,789人	3,306人	1,943人	2,645人	2,764人
障害者相談支援	560回	368回	882回	385回	432回
社会基盤との連携強化	163回	169回	60回	50回	106回
ボランティア育成	28回	99回	93回	158回	153回
地域啓発普及活動	46回	101回	76回	78回	103回
医療・福祉との連携強化	39回	53回	29回	24回	27回

## 4. 特別障害者手当等

### (1) 特別障害者手当等給付事業

特別児童扶養手当等の支給に関する法律 財源（国負担：3/4、市負担：1/4）

特別障害者手当は、昭和61年の障害福祉年金等の制度改革に伴い、それまでの福祉手当の支給額、支給要件等を改善し、重度の障がいのために必要となる精神的、物質的な特別な負担の軽減の一助として支給されるものです。

#### ①特別障害者手当（法第26条の2）

身体又は精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者に対して手当を支給※1します。ただし、社会福祉施設等に入所しているとき又は病院に3ヶ月を超えて入院しているときは支給されません。

#### ②障害児福祉手当（法第17条）

日常生活において常時の介護を必要とする在宅の重度の障がい児（20歳未満）に対して手当を支給※1します。ただし、障がいを給付事由とする年金の給付を受けることができるとき、又は児童福祉施設等に入所しているときは支給されません。

#### ③福祉手当（経過措置分）

昭和61年4月末現在、福祉手当を受給していた者で、特別障害者手当の要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない者に対する経過措置として支給されています。

※1 上記手当の支給とは、「特別障害者手当等支給事務の手引」に基づいて審査認定後、該当者に対して行う。

（各年度末：人・円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特別障害者手当	137	146	144	135	140
給付額	40,782,250	44,212,440	46,165,950	46,932,600	44,730,900
障害児福祉手当	117	119	117	109	114
給付額	20,727,740	20,540,970	20,647,800	20,370,720	19,727,250
福祉手当	1	1	0	0	0
給付額	175,660	73,670	0	0	0
合計受給者数	255	266	261	244	254
合計給付額	61,685,650	64,827,080	66,813,750	67,303,320	64,458,150

#### 各種手当単価表（月額）

	平成30年4月改正	平成31年4月改正	令和2年4月改正	令和3年4月改正	令和4年4月改正
特別障害者手当	26,940	27,200	27,350	27,350	27,300
障害児福祉手当	14,650	14,790	14,880	14,880	14,850
福祉手当	14,650	14,790	14,880	14,880	14,850

## 5. 福祉関連団体への支援

障がい者が住み慣れた地域で社会の一員としての社会参加を実現するために、関係団体の支援及び支援センター等の地域生活支援を行います。

### (1) 障がい福祉関係団体の支援

宜野湾市内の社会福祉活動又は更生活動を目的とする団体に補助金を交付することで、宜野湾市の障がい者福祉行政の推進を図るとともに県内関係団体について、市負担金を交付して沖縄県の障がい者福祉の向上を図ります。

(単位：円)

団体負担金・補助金		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	沖縄県身体障害者スポーツ大会負担金 (沖縄県身体障害者福祉協会)	72,900	72,900	72,900	72,900	72,900
2	沖縄県視覚障害者福祉協会負担金	—	—	—	—	—
3	沖縄県肢体不自由児協会負担金	—	—	—	—	—
4	沖縄県手をつなぐ育成会補助金	83,000	83,000	83,000	83,000	83,000
5	沖縄県精神保健福祉協会負担金	41,580	41,580	41,580	41,580	41,580
6	中部地区精神療養者家族会負担金	37,937	37,937	36,799	36,800	36,800
7	宜野湾市身体障がい者福祉協会育成補助金	532,800	532,800	532,800	532,800	532,800
8	沖縄県身体障がい者スポーツ大会補助金 (宜野湾市身体障がい者福祉協会)	403,200	403,200	0	146,960	325,564
9	宜野湾市手をつなぐ親の会育成補助金	491,520	491,520	491,520	491,520	491,520

※8について、令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止により大会中止。

### (2) 地域活動支援センターへの支援

宜野湾市障害者地域活動支援センター補助金交付要綱 障害者総合支援法第77条  
財源 (機能強化分 国補助：1/2 県補助：1/4 市負担：1/4)

障がい者が地域において自立した日常生活を営むことができるように、創作的活動又は生産活動の機会の提供や、障がい者の社会参加を促進するために社会と交流を図ることを目的とする、市内の地域活動支援センター(Ⅲ型) に対して補助金を交付します。

(単位：千円)

事業所名		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	宜野湾市ひまわり共同作業所	6,500	6,500	6,500	9,506	9,506

## 6. その他

### (1) 重度心身障害者（児）医療費助成給付事業

宜野湾市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例 財源(県補助：1/2、市負担：1/2)

重度の心身障がい者（身体障害者手帳1級、2級及び療育手帳A1、A2該当者）の経済的負担を軽減するため、保険診療による医療費の自己負担分を補助する制度です。

#### ●重度心身障害者（児）医療費助成給付状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延受給者(人)	7,430	11,615	11,436	11,732	11,815
総医療費(円)	160,665,787	161,708,718	155,228,296	149,942,853	150,306,294

### (2) 重度身体障害者住宅改造費助成事業

宜野湾市重度身体障害者住宅改造費助成事業実施要綱（市単独事業）

重度身体障がい者の日常生活を容易にし、在宅での生活を支援するため、居室、浴室、台所等の住宅改造に必要な経費を助成する制度です。対象者は身体障害者手帳1級、2級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）又は視力障害を有する者です。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
整備件数	4	1	2	1	1
支給額(円)	1,025,460	180,000	444,000	270,000	450,000

### (3) 身体障害者福祉電話設置事業

宜野湾市福祉電話設置事業運営要綱（市単独事業）

外出困難な在宅の重度身体障がい者に対し、コミュニケーション及び緊急連絡の手段の確保として福祉電話を設置します。対象は低所得世帯に限られます。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新設台数（台）	0	0	0	0	0
新設置費用（円）	0	0	0	0	0
年度末設置数（台）	6	5	5	5	5
電話料給付額（円）	156,209	148,752	126,317	126,387	126,053
給付額合計（円）	156,209	148,752	126,317	126,387	126,053

### (4) ちゅらパーキング利用証制度（令和4年度開始）

公共施設や病院、商業施設、店舗などに設置されている障害者等用駐車区画を適正に利用いただくために、障がいのある人、高齢者、妊産婦などのうち、歩行が困難な方、移動の際に特別な配慮が必要な方に、共通の「利用証」を交付する制度です。

利用証は、車いす使用者(赤)、その他の障害者・難病・高齢者など(緑)、妊産婦・一時的なケガ人など(オレンジ)の3種類あります。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
赤	—	—	—	—	49
緑	—	—	—	—	147
オレンジ	—	—	—	—	20
合計	—	—	—	—	216

\*申請窓口：障害者・難病・一時的なケガ人など(障がい福祉課)、高齢者(介護長寿課)、妊産婦(健康増進課)

(5) 障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
加入者数	8	8	8	8	8
年金受給者	4	4	4	4	4

(6) NHK受信料免除申請の認証

- ①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者の属する世帯で、世帯全員が非課税の場合は、全額免除申請ができ、福祉事務所長の認証を行います。
- ②障がい者本人が世帯主であり、身体障害者手帳所持者（視覚障害又は聴覚障害、1級・2級）、療育手帳所持者（A1・A2）、精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）は、半額免除申請ができ、福祉事務所長の認証を行います。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	105	96	94	70	85

(7) 高速道路料金割引申請の認証

- ①身体障がい者本人が、自己又は生計を一にしている者の所有する自動車を運転する場合
- ②介護者が第一種身体障害者及び第一種知的障害者を同乗させ、障がい者もしくは障がい者と生計を一にする者の所有する自動車を運転する場合に申請書に福祉事務所長の認証をします。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	327	323	301	322	295

(8) 生計同一証明書の発行(自動車税及び自動車取得税の減免申請用)

- ①身体障がい者の通院・通学・仕事等を目的とする身体障がい者等が取得、又は所有する自動車（当該身体障がい者等と生計を一にする者が取得、又は所有する自動車）を当該身体障がい者のために、当該身体障がい者等と生計を一にする者が運転する場合に証明書を発行します。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	40	38	65	53	48

(9) 小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業

宜野湾市小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業実施要綱 財源（県補助：1/2、市負担：1/2）  
 在宅の小児慢性特定疾病児に対し、日常生活に必要な用具を給付することにより、日常生活の便宜及び家族等の介護負担の軽減を図り、福祉の増進に資することを目的としています。

●給付状況

種 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
電気式たん吸引器	3	3	2	2	0
パルスオキシメーター	2	0	0	0	1
ネブライザー	2	3	1	2	0
特殊寝台	0	2	0	0	1
特殊マット	0	2	0	0	0
入浴補助用具	0	1	0	0	0
車いす（電動以外）	0	0	0	0	0
人工鼻	1	1	2	2	3
その他	1	3	2	1	1
合 計	9	15	7	7	6
公 費 負 担 合 計	566,960	897,734	340,995	411,213	712,034

(10) 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例に基づく差別相談

（平成26年4月1日施行）

「障害のある人もない人も全ての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会」の実現を目指し、「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（共生社会条例）」が平成26年4月1日に施行されました。

障害を理由とする差別や虐待の禁止、障害のある人に対し必要かつ合理的な配慮を提供する義務等が定められています。障害のある人と障害のない人之间にあつれきが生じないように、本条例では罰則を設けず、市や県の相談員を交えた話し合いや、第三者的な立場の調整委員会による助言・あっせんに基づき、当事者間の自主的な解決を図ることとしています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	1件	2件	0件	0件	0件

(11) 宜野湾市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業（平成28年度開始）

宜野湾市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱

財源（県補助：1/2、市負担：1/2）

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の言語の習得、教育等における健全な発育を支援することを目的として、補聴器購入費等の一部を助成する。（単位：件・円）

補聴器種目	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	交付	修理	交付	修理	交付	修理	交付	修理	交付	修理
高度難聴用耳掛型	4	0	4	3	2	2	6	0	0	6
公費負担額合計	165,014		153,000		86,000		260,148		43,080	

## 7. 障がい者（児）福祉の現状と今後の展望

平成25年4月に「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」へと改正されました。障害者総合支援法では新たに基本理念の規定、障害福祉サービスの対象者に難病患者等も含め、また区分の見直しを行う等、新たな障害者福祉施策が講じられることになりました。

平成24年10月1日に施行された「障害者虐待防止法」では、障がい者に対する虐待の防止をはじめ早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、虐待養護者への支援も併せて行うこととされています。

また、平成28年4月1日には、障害を理由とする差別の解消を推進し、すべての人が分け隔てなく人格と個性を尊重し合いながら共存するために、「障害者差別解消法」が施行されました。この法律では国の行政機関や地方公共団体、民間事業者が「障害を理由とする差別」を行うことを禁止しています。

令和3年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、国、地方公共団体等においては、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有することが明示されました。

本市におきましては、令和5年度は「第4次障がい者基本計画」（平成30年度～令和5年度）、「第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）の最終年度となっています。障がい者等に関する施策の状況や、障害福祉サービスの見込み量の設定及び見込み量の確保方策、地域生活支援事業の実施状況に関する検証や見直しを行い、次期計画策定に向けて取り組むこととしております。

### (1) 自立支援給付について

介護給付については、自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行う訪問系サービス及び施設において日常生活動作の訓練・指導、入浴・食事サービス等を行う通所系サービス、さらに障がい者の生活の場となる施設入所サービス等を実施し、障がい者や児童又はその家族が、サービスを受けることにより、日常生活の利便の向上及び介護負担の軽減が図られました。また児童発達支援・放課後等デイサービスについては、発達障がい児等を中心に利用が大幅に増加しており、その傾向は今後も続くと思われまます。

訓練等給付については、一般企業への就労を希望する方に対し必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うとともに、就労が困難な方に対しては働く場の提供を行い、その利用者は大幅に増加しています。今後もより利用者のニーズにあった訓練等の提供により、障がい者の自立を促進します。

### (2) 地域生活支援事業について

令和3年9月に宜野湾市移動支援事業実施要綱を改正し、重症心身障がい児等の通学支援のための移動支援の拡充として、対象者に「保育所・幼稚園・特別支援学校等への移動が困難な実情にある重症心身障害児」を加え、通学等に際して、支援が必要な重症心身障害児への支援を展開することとしました。

相談支援事業については、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制強化を実施する体制として、令和4年度より基幹相談支援センターを設置したところです。令和5年度は、地域自立支援協議会や関係機関と連携し、基幹相談支援センター機能の充実にに向けて取り組みます。

### (3) その他

地域自立支援協議会において、福祉計画の推進をはじめ地域の実情に応じた支援体制整備や障がい福祉関係団体、地域活動支援センターなど関係機関等と連携して障がい者の社会参加促進を図り福祉の向上に努めます。

平成28年4月に、宜野湾市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業を開始し、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器の購入費等の一部を助成することにより、軽度・中等度難聴児の健全な発達を支援します。